

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
たる翌日)

◇告示 次

鳥取県告示第千七十四号

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号（鶴等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「香川県大川郡志度町」を「香川県大川郡」に改める。

鳥取県告示第千七十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字宮地谷三四一三から三四一九まで、三四二

〇の一から三四二〇の八まで、三四二一から三四二四まで、三四二五の一から三四二五の三まで、三四二六、三四二八、三四二九、三四三〇

の一から三四三〇の三まで、三四三〇の五から三四三〇の八まで、三

四三〇の一〇、三四三七の二から三四三七の一五まで、三四三九から三

四三〇まで、字アシ谷ノ山三五〇八から三五一〇まで、三五一〇の一、

三五一一から三五一九まで、三五一九の一、三五一〇、三五一〇の一か

ら三五二一の九まで、三五二一の一、三五二一の一一、三五二三の一、三五二三、三五二三の一、三五二四から三五三一まで、字ツヘが遼三

五三三、三五三三、三五三五から三五三八まで、三五六一から三五六三まで、字岩ヶ遼三五六四から三五七一まで、三五七一の一、三五七二、三五七三

二、三五七三

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川四〇三、四〇五、大字川中字モチ

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字桜谷一四〇四、字壹頭一四〇五、大字尾際字南平一二一二の二

(二) 指定の目的**水源のかん養****指定施業要件****1 立木の伐採の方法****(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。****(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。****2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。****(四) 保安林予定森林の所在場所**

八頭郡船岡町大字志子部字稗苑ヨリ白石道六四七の一から六四七の三まで

(二) 指定の目的**水源のかん養****指定施業要件****1 立木の伐採の方法****(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。**

主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

鳥取県告示第千七十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

(一) 保安林予定森林の所在場所**(五) 保安林予定森林の所在場所**

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二七七の一二五、一二七七の一三六、一二七七の一三九、一二七七の一四二、一二七七の一四三、一二七七の一五四、一二七七の一六〇

(二) 指定の目的**水源のかん養****指定施業要件****1 立木の伐採の方法****(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。**

主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課並びに智頭町役場、用瀬町役場、佐治村役場、船岡町役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 石破二朗

日野郡日野町金持字平ル畠左九五三、九五四、九五五の一から九五五の一六まで、九五六の一から九五六の四まで、九五六の七から九五六の一〇まで、九五六の一二、九五六の一三、字裏細一三〇三から一三〇五まで、一三〇八の四、津地字大谷山九七六の一、九七七、九七八の一

定める標準伐期齡以上のものとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課並びに日野町役場及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次とのおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町印賀字御崎広ノ下モ一九七の一、一九八の一、字池火ヶ谷一九九、字池火ヶ谷左平二〇〇の一、字突廻シ二〇一の一、佐木谷字焼鉢奥山一〇四〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で

鳥取県告示第千七十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 指定の目的

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字別宮字上芦谷東平ラ一一二一の一、一二二二の二、一二三三から一二四四まで、字上芦谷西平ラ一一三四、字横屋平ラ一一四五、字大江ブツ東平ラ一一四六、字大江ブツ西平ラ一一六六、一二六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千七十八号

昭和四十七年十二月十二日付で西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯

町土地改良区から申請のあつた掛長地区の換地計画については、審査した

結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十七年十二月二十七日から二十日間

西伯町役場

三 縦覧に供する場所
西伯町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第千八十九号

昭和四十七年十二月十二日付で西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十七年十二月二十七日から二十日間

西伯町役場

破

二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

中山町長から申請のあつた町営土地改良（羽田井地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二

(第三種郵便物認可)

昭和47年12月26日 火曜日

鳥 取 県 公 報

月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称
日本国有鉄道

二 事業の種類
伯備線下石見信号場新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域
日野郡日南町大字下石見地内

四 立ち入ろうとする期間
昭和四十七年十二月二十六日から昭和四十八年一月三十一日まで

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千八十一号
測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類
基本測量

二 作業地域

倉吉市、鳥取市、青谷町、鹿野町、気高町、東郷町、三朝町、羽合町、北条町、大栄町、東伯町、赤崎町、閑金町、泊村、中山町、名和町、大山町、岸本町、溝口町、江府町、日野町、郡家町、八東町、船岡町、河原町、佐治村、用瀬町、智頭町、若桜町、岩美町、国府町及び福部村

三 終了年月日
昭和四十七年十一月三十日

鳥取県告示第千八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十二月二十六日から用途廢止した。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 面 方 メ ー ト ル)	用 途
米子市東福原字沖林の二二一四九九番二地先	二九〇・三一	道路敷	

鳥取県告示第千八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一項第一項ただし書

鳥取県告示第千八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

郡家都市計画公園事業第二・二・一號中央公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十六日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

八頭郡郡家町大字郡家字上土居上分及び字上土居下分地内

鳥取県告示第千八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業第三・三・三号境中央公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十六日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

境港市上道町字中鴻河及び字上鴻河地内

鳥取県告示第千八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第七・四・一號榜築公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十六日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市上町地内

一 施行者の名称

境港市

鳥取県告示第千八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画公園事業第二・11・1号八橋公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月二十六日から昭和四十八年三月三十日まで

四 事業地

東伯郡東伯町大字八橋字南田井地内

鳥取県告示第千八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二一条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年十二月二十六日次とのとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

谷田喜代司

公 告

昭和47年11月29日実施した危険物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和47年12月26日

鳥取県知事 石破二朗

甲種危険物取扱者試験

松井 邦昭 森嶋伊佐夫 鈴永 幸紀 門山 吉順 雨河 和義

浦木 昇 友川 晴夫

乙種第1類危険物取扱者試験

藤原 徹 稲田 司 松田 紘征 角田 廣義

乙種第2類危険物取扱者試験

福田 司 松田 紘征

乙種第3類危険物取扱者試験

申 請 人 の 姓 名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
鳥取市片原二丁目一〇一	鳥取市高住字鷺谷奥九六ノ三、九六ノ四・八五一ノ一の一部、八五一ノ一六、八五一ノ八・八五二ノ四の一部、八五二ノ五	幅員 五・六〇メートル 延長 一一一六・六〇メートル
森岡吉野		

山岡 靖洋	谷口 勉	大倉 正和	福田 愛子	江谷いと子	亨
佐々木 肇	加藤 誠司	縫 登志男	山根 新一	森野	義広
田中 和彦	前場 芳信	森 健	藤原 一男	藤岡 雄治	
中原 恵	沢 芳男	小谷 年昭	川上 英祐	萩原 周二	
新竹 忠三	安曇 幸彦	平尾 勇	繁	茂上 新八	
妹尾 敏	山形 弘	笠井 賢二	北尾 増雄	加藤 節子	
前田 広明	河原 源雄	前田 広之	梅原實津江	太田 登	
木島健太郎	細田美智子	寺家 政行	小川 章市	寺田 等	
青木 茂	川本 陽一	但住 雄造	西山 英昭	武彦	
宇田川和美	横山 幸雄	和枝 実	山根 広幸	森勝美喜子	
三好 俊一	乾 正幸	小谷 辰巳	宮本 一子	" (") 白戸 厚	(静岡県総務部長)
松原 弘己	藤井 得正	石原 清子	小谷 定好	伊藤 吉宗	
井上 隆明	井上 龍介	山本 和之	井上 正男	" (") 丸山 康雄	(全日本自治団体労働組合書記長)
井勝 圭介	谷口 一郎	治臣 助春	井田 憲次	弘美	
岩田 瑞穂	坂口 宏	松田 足立	斎藤 恵司	監事(常勤) 宮崎 剛	
湯本 勝美	米原 和子	足立 伊藤 修	足立 昌宏	松島 理	
宗像 博	門脇 修身	足立 義信	長清 展将	足立 (非常勤) 児玉 実孝	(茨城県出納長)
引田 利夫	木村 秀彦	三明 学文	安倍 右	" (") 真柄 栄吉	(全日本自治団体労働組合財政局長)
山岡 幸雄	金田 石原	満 啓	吉岡 宽	" (") 長清 安倍	
伊塙 庸夫	山県 一良	景山 政子	堀田 敬次	吉岡 長清	(昭和47年12月1日付)
和氣コマエ	本多登志子	開発 富治	小島 洋二	吉岡 安倍	
水原 重明	野間 隆行	和則 小島	笠尾 吉岡	吉岡 安倍	
新倉 礼次	菊田 康男	妹尾 敬光	花咲 富夫	花咲 富夫	
			三島 真澄	宮脇 誠	

雜報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第154号)第14条第4項の規定に基づき、役員の就任を次のとおり公告する。

昭和47年12月26日